

京都大学工学研究科技術部組織規程

(目 的)

第1条 この規程は、京都大学教室系技術職員に係る組織要項(平成3年1月22日制定)第2に基づき、京都大学工学研究科技術部(以下「技術部」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(技術部)

第2条 工学部及び大学院工学研究科の教育、研究に係る技術業務、技術開発並びに教育研究現場の情報及び環境安全等に関する業務を円滑に行うための組織として技術部を置く。

2 技術職員は、技術部に所属する。

(工学研究科技術部長)

第3条 技術部に、技術部長を置き、工学研究科長が指名する副研究科長をもって充てる。

2 技術部長は、技術部を総括する。

(運営委員会)

第4条 技術部に、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 技術部の管理・運営の基本方針に関すること。

(2) 技術部の予算に関すること。

(3) 技術部の将来計画に関すること。

(4) 技術職員の人事の方針に関すること。

(5) 技術職員の所掌職務及び評価に関すること。

(6) 技術部の研修及び広報に関すること。

(7) 桂ものづくり工房の運営に関すること。

(8) その他技術部の運営に関し必要な事項

3 運営委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

(1) 工学研究科長

(2) 技術部長

(3) 附属情報センター長、附属環境安全衛生センター長及び附属桂インテックセンター長

(4) 第6条に規定する技術室長

(5) 第8条に規定するグループ長

(6) 桂地区(工学研究科)事務部長

(7) 工学研究科長が必要と認める教授 若干名

4 前項第7号の委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

5 運営委員会に委員長を置き、工学研究科長をもって充てる。

6 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

7 運営委員会に副委員長を置き、技術部長をもって充てる。

- 8 副委員長は委員長の命を受け、委員長の職務を代行する。
- 9 運営委員会を、年度に1回以上開催する。
- 10 運営委員会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ、開催できないものとする。ただし、出張中の者は、構成員の算定から除くものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(技術室)

第5条 技術部に、技術室を置く。

- 2 技術室における所掌職務及びその分掌は、運営委員会が別に定める。

(技術室長)

第6条 技術室に技術室長を置き、技術職員をもって充てる。

- 2 技術室長は、技術部長の監督の下に技術室の業務を掌理し、技術職員のマネジメント業務を行う。
- 3 技術部において処理する業務の量、難易度、責任の度合いが重大となる場合は、複数の技術室長を配置し、業務を分担することができる。
- 4 前項により複数の技術室長を配置した場合、そのうちの1名が技術室の業務を統括する。
- 5 技術室長は、運営委員会の議を踏まえて、工学研究科長が指名する。

(グループ)

第7条 技術室に、次に掲げるグループを置く。

- (1) 地球建築系グループ
- (2) 機械工作系グループ
- (3) 物理系グループ
- (4) 化学電気系グループ
- (5) 共通支援グループ

(グループ長)

第8条 グループに、グループ長を置き、技術職員をもって充てる。

- 2 グループ長は、技術室長の命を受け、当該グループ所属の技術職員を指揮し、当該グループの職務を統括する。
- 3 グループ長は、運営委員会の議を踏まえて、工学研究科長が指名する。

(内部組織)

第9条 グループに、副グループを置き、各副グループに副グループ長及び主任を置くことができる。

- 2 副グループは、当該グループの職務を分掌し、副グループ長は、当該副グループの技術職員を指揮し、当該副グループの職務を統括する。
- 3 主任は、当該副グループ長の職務を支え、部下の技術職員を指揮し、当該副グループ長の職務の一部を統括する。
- 4 前各項に定めるもののほか、内部組織に関しその他必要な事項は、運営委員会が定める。

(技術室会議)

第10条 運営委員会の下に、技術室会議を置く。

2 技術室会議は、技術室の連絡調整を行うとともに、次の各号に掲げる事項を協議・立案し、運営委員会に提案する。

- (1) 技術室の管理・運営の基本方針に関すること。
- (2) 技術室の予算に関すること。
- (3) 技術室の将来計画及び研修、広報に関すること。
- (4) 技術職員の人事の方針に関すること。
- (5) 技術職員の業務分担及び評価に関すること。
- (6) 技術支援の相談に関すること。
- (7) 技術部の研修及び広報に関すること。
- (8) 桂ものづくり工房の運営に関すること。
- (9) その他技術室の運営に関し必要な事項

3 技術室会議は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 技術室長
- (2) グループ長
- (3) その他技術室長が必要と認める技術職員

4 技術室長は、必要に応じ技術室会議を招集し、議長となる。

5 技術室会議に、必要に応じ小委員会を置くことができる。

(その他)

第11条 技術部に関する事務は、桂地区（工学研究科）事務部総務課において処理する。

第12条 この規程に定めるもののほか、技術部組織に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て工学研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成19年 5月17日から施行し、平成19年 4月 1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年12月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年 3月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年 3月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 2月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月 1日から施行する。